様式第１号

都市公園占用許可申請書

　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　（あて先）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話

　都市公園法第６条第２項の規定により、次のとおり申請します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １　占用の目的 | | | | | | | | | | | | | | | |  |
| ２　占用の　　年　月　日から  　　期　間　　年　月　日まで | | | | | | | ３　工事の　　年　月　日から  　　期　間　　年　月　日まで | | | | | | | 時　　分から  時　　分まで | |
| ４　占用の場所  　　　　　　　　　　　　　　　　公園内（別紙図面表示の箇所） | | | | | | | | | | | | | | | |
| ５　占用物件の種類  　　名称及び数量 | | | | | | | | | | | | ６　占用面積  　　　　　　　　　　　　㎡ | | | |
| ７　占用物件の構造（別添図面のとおり） | | | | | | | | | | | | | | | |
| ８　工事の実施の方法 | | | | | | | | | | ９　復旧方法 | | | | | |
| 10　占用物件の管理の方法 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11 使用料の算定基礎 | | | | | | | | | | | | 12　使用料  　　　　　　　　　　　　円 | | | |
| 13　備　考 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 添　付　書　類 | | | １　占用区域及びその附近を表示した現況平面図  ２　占用面積を示す図面  ３　占用物件の構造等を明らかにした図面その他の関係図書 | | | | | | | | | | | | |
| 審査の結果、この申請は関係法令に適合していると認められるので、許可してよろしいか伺います。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 起　　案 | | 決　　裁 | | | 施　　行 | | | | 指　　令　　番　　号 | | | | | | 受　付　印 |
| 年　月　日 | | 年　月　日 | | | 年　月　日 | | | | 仙台市（　　　　　）  指　令第　　　　号 | | | | | |  |
| 公印承認 |  | | |  | |  | | 課　長 | | | 係　長 | | 係　員 | |
|  |  | | |  | |  | |  | | |  | |  | |

様式第２号

都市公園占用許可書

　　仙台市（　　　　）指令第　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| １　占用の目的 | | | |  |
| ２　占用の　　年　月　日から  　　期　間　　年　月　日まで | ３　工事の　　年　月　日から  　　期　間　　年　月　日まで | | 時　　分から  時　　分まで |
| ４　占用の場所  　　　　　　　　　　　公園内（原申請書に添付された図面表示の箇所） | | | |
| ５　占用物件の種類  名称及び数量 | | ６　占用面積  ㎡ | |
| ７　占用物件の構造（原申請書に添付された図面のとおり） | | | |
| ８　工事実施の方法 | | | |
| 9　占用物件の管理の方法 | | | |
| 10　使用料の算定基礎 | | 11　使用料  　　 　　　　　　円 | |
| 12　備　考 | | | |
| 13　条　件  　　　　裏面の許可条件を遵守すること。 | | | |

　　年　　月　　日付けで申請のありましたこのことについては、上記のとおり許可します。

　　　　　　　　年　　　月　　　日

**区　長**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（裏）

公園占用許可の条件

　１　許可を受けた内容（目的・場所・施設の構造・管理の方法・その他）以外の内容での占

用はできない。

　２　許可を受けた内容（目的・場所・施設の構造・管理の方法・その他）に変更がある場合

には、変更許可申請をすること。

　３　許可を受けた公園の占用を廃止したときには、速やかに届け出ること。

　４　許可期間満了の際には、ただちに原状に回復すること。ただし、公園管理者から特に指示があった場合には、この限りではない。

　５　法令に違反している場合、許可条件に違反する場合等には、許可取消し等をすることがある。

　６　公益上やむを得ない場合、公園に関する工事のためやむを得ない場合等には、許可取消し等をすることがある。

　７　許可は、第三者に譲渡することはできない。

　８　許可を受けた公園の占用に要する費用は，すべて許可を受けた者が負担すること。

　９　許可を受けた公園の占用物件は、善良な管理者の義務をもって維持管理し、公園利用者・公園の管理者に迷惑を与えないようにすること。

10　許可を受けた公園の占用では事故等の無いように、安全には万全を期すこと。

11　許可を受けた公園の占用に伴い、公園内へ車両等を乗り入れる必要がある場合には、園

路等、車両等の通行に適当な部分を使用し、安全には万全を期すこと。

　12　公園管理者は、必要に応じて、許可した公園の占用について調査し、必要書類の提出をさせることができる。

　13　許可期間中、仙台市都市公園条例・同施行規則の改正等により、許可にかかる使用料の額が改定されたときは、以後に納入すべき使用料の額は改定後の使用料の額とする。

　14　上記以外にも、関係法令等の定め及び公園管理者の指示を遵守すること。

◎　不服申立その他

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、仙台市長に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、仙台市を被告として（訴訟において仙台市を代表する者は、仙台市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

◎　不服申立その他

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、仙台市長に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、仙台市を被告として（訴訟において仙台市を代表する者は、仙台市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

◎　不服申立その他

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、仙台市長に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、仙台市を被告として（訴訟において仙台市を代表する者は、仙台市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。